

第14回田原市市民協働まちづくり会議

日 時：平成24年12月10日（月）

午後7時から

場 所：田原市役所北庁舎300会議室

1 あいさつ

2 議 題

（１）市民提案型委託制度（テーマ提示型）について【資料1－1】【資料1－2】

（２）田原市の市民協働まちづくり方針 改訂について

○第1章～第3章＜改訂版＞の確認 【資料2－1】

○第4章「市民協働の6つの指針」改訂骨子（案）の確認【資料2－2】【資料2－3】

3 その他

○第15回会議：平成25年3月頃（予定）

- ・平成25年度の市民協働推進事業について
- ・市民協働まちづくり方針＜改訂版＞について 他

＜配布資料＞

【名 簿】第13回田原市市民協働まちづくり会議委員名簿 ※当日配布

【資料1－1】市民提案型委託制度（テーマ提示型）男女共同参画啓発事業 実施の方向性

【資料1－2】市民提案型委託制度（テーマ提示型）再募集（パンフレット作成）応募要領

【資料2－1】田原市の市民協働まちづくり方針 第1章～第3章＜改訂版＞（案）

【資料2－2】田原市の市民協働まちづくり方針 第4章 改訂骨子（案）

【資料2－3】方針第4章 6つの指針に関する意見集

【情報誌】市民活動だより vol.16（2012年12月1日号）

第14回田原市市民協働まちづくり会議委員名簿

任期：平成24年4月1日～平成26年3月31日

番号	職名	委員氏名	役職等	備考	
1	会長	すずき まこと 鈴木 誠	愛知大学教授	5号委員 (学識経験者)	
2	副会長	やまだ けんいち 山田 憲一	田原市地域コミュニティ連合会会長 童浦校区コミュニティ協議会会長	2号委員 (市民活動団体)	欠
3	委員	いとう ふじや 伊藤 富士彌	— (公募) —	1号委員 (公募市民)	欠
4	委員	いとう のぶひろ 伊藤 伸浩	しみのひろば運営委員会代表	2号委員 (市民活動団体)	
5	委員	ふじしろ けいすけ 藤城 啓丞	田原青年会議所副理事長	2号委員 (市民活動団体)	
6	委員	さかい おさむ 酒井 修	田原市ボランティア連絡協議会会長	2号委員 (市民活動団体)	
7	委員	ほんだ ちえこ 本多 智映子	田原市文化協会副会長	2号委員 (市民活動団体)	
8	委員	すずき かつのり 鈴木 克典	田原市体育協会副理事長	2号委員 (市民活動団体)	
9	委員	やすだ ゆきお 安田 幸雄	田原市商工会副会長	3号委員 (事業者の団体)	
10	委員	なかがわ むつお 中川 睦夫	J A愛知みなみ専務理事	3号委員 (事業者の団体)	欠
11	委員	かわぐち まさひろ 川口 昌宏	田原市市民環境部長	4号委員 (市の機関)	

【事務局】

市民環境部 市民協働課	渡邊 澄子（次長兼課長） 松井 茂明（副主幹） 柴田奈津子（主事補）
----------------	--

第14回田原市市民協働まちづくり会議 配席表

平成24年12月10日（月）午後7時から
田原市役所北庁舎3階 300会議室

会長 鈴木 誠
(愛知大学地域政策学部教授)

入口

委員 本多 智映子 (田原市文化協会)				委員 伊藤 伸浩 (しみのひろば運営委員会)	
				委員 藤城 啓丞 (田原青年会議所)	
				委員 酒井 修 (田原市ボランティア連絡協議会)	
委員 鈴木 克典 (田原市体育協会)					
委員 安田 幸雄 (田原市商工会)					
委員 川口 昌宏 (田原市市民環境部長)					
事務局					

市民環境部次長兼 市民協働課長 渡邊 澄子	副主幹 松井 茂明	主事補 柴田 奈津子
-----------------------------	--------------	---------------

入口

市民提案型委託制度【テーマ提示型】 「男女共同参画啓発事業」の実施方針

平成24年6月から7月にかけて「男女共同参画啓発事業」2事業を公募したところ、応募がなかったため、第17回田原市男女共同参画推進懇話会（H24年11月19日開催）で今年度実施の方針を協議、決定した。

啓発パンフレット作成

（実施方針） テーマを設定し、再募集を行う。

＜テーマ案：男女共同参画の視点からの防災＞

2011年3月の東日本大震災以降、市民の防災への意識は高くなっている。いざという時のために、日頃から地域ぐるみで防災活動に取り組む必要があるが、防災活動への女性の「参画」はまだまだ進んでいないのが現状。男性も女性も避難訓練や避難所運営に参画し、性別や年齢、障害の有無、国籍等さまざまな人に配慮した地域づくりを行うことを、広く市民に啓発する。

参考 これまでに市が発行したパンフレットのテーマ

平成23年度	農家向け
平成22年度	イクメン
平成21年度	デートDV
平成20年度	小学生向け

講座開催

（実施方針） 懇話会で企画・開催する。

懇話会で講座のテーマ、講師、開催日時等を検討し、開催する。

イメージマーク作成

（実施方針） 業者に依頼し、懇話会等で選定。

専門業者にいくつかのマーク（案）を作成委託し、その中から懇話会委員や市民意見により選定（しみんのひろば等イベントにて）

※改訂プラン冊子や来年度フェスティバル（8月開催）で活用するため、今年度中に決定。

平成24年度 市民提案型委託事業【テーマ提示型】 再募集 応募要領

この制度は、市が取り組むべき地域課題の解消に資する事業について、市民活動団体の柔軟な発想で提案していただき、提案者と市が委託契約を結んで実施することによるコストの縮減や、市民目線での事業展開による効果の広がりを図ることを目的としています。

1 募集する内容

男女共同参画啓発パンフレット作成事業

【テーマ】 「男女共同参画の視点からの防災」

2011年3月の東日本大震災以降、市民の防災への意識は高くなっています。いざという時のために、日頃から地域ぐるみで防災活動に取り組む必要がありますが、防災活動への女性の「参画」はまだまだ進んでいないのが現状です。男性も女性も避難訓練や避難所運営に参画し、性別や年齢、障害の有無、国籍等さまざまな人に配慮した地域づくりを行うことを、広く市民に啓発するためのパンフレットの企画提案を募集します。

【事業費】 20万円（上限）

2 対象となる事業

市民活動団体から提案を受ける事業で、次のいずれにも該当する事業です。

- (1) 市が定めるテーマに合致しているもの
- (2) 平成25年3月14日（木）までに完了するもの

3 対象とならない事業

対象となる事業であっても、以下の事由に該当する場合は対象としません。

- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 公序良俗に反する事業
- (6) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (7) 他の制度から助成等を受ける事業
- (8) その他、田原市が対象として不適当と認められる事業

4 応募団体の要件

応募団体の要件は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次の全ての要件に該当する団体とします。

- (1) 5人以上で構成されている団体 ※名簿添付（住所・氏名・電話番号を記載）
- (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体
- (3) 提案時に記載した事業を予定どおり遂行できる団体
- (4) 適切な会計処理がなされている団体

※応募できない団体……応募団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募できません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体
又はその構成員の統制下にある団体
- ・無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体
又はその構成員の統制下にある団体
- ・政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- ・公序良俗に反する団体

5 提出書類

- (1) 市民提案委託事業企画書（様式第1号）
- (2) 団体概要説明書（様式第2号）
- (3) 提案事業予算書（様式第3号）
- (4) 定款、規約、会則その他これらに準ずるもの
- (5) 構成員名簿
- (6) 団体の決算書（直近のもの）

6 選考方法

提案事業の選考は、次の項目について市が審査を行います。書類審査及び担当課へのプレゼンテーションを実施します。

評価項目	評価の着眼点
公共性 公共的価値 問題意識	・多くの市民等に波及、貢献する公共的事業であるか。 ・地域の課題を適格に把握しているか。
的確性 専門性 企画の確実性	・提案募集テーマに対する的確な事業であるか ・団体の能力や専門性が生かされる事業であるか ・事業の企画が適切で制度の高いものであるか
実行性 計画の実行性 遂行能力	・団体の活動経験、事業実施体制、スケジュール等は妥当であるか

費用対効果 妥当性 効率性	・事業予算書の記載内容や積算根拠は明確で妥当であるか ・課題に対する費用対効果は妥当であるか
---------------------	---

7 提案募集

平成24年12月12日（水）～平成25年1月7日（月）午後5時※必着

8 応募方法

直接持参、郵送で提出（期限内必着）

9 提出先

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

田原市役所 市民協働課 宛

10 スケジュール

- （1）募集期間＜平成24年12月12日（水）～平成25年1月7日（月）＞
- （2）担当課へのプレゼンテーション（1月上旬）※候補者決定
- （3）担当課と協働候補者の協議（1月中旬）
- （4）仕様書作成・契約の締結（1月中旬）
- （5）事業実施（契約の日～平成25年3月14日）
- （6）事業実績報告の提出
- （7）委託料の支払い ※事業内容に応じて概算払い等を行います。

11 その他

- （1）契約時の仕様書に記載した内容を達成できないときは、支払額の全額または一部を返還していただきます。
- （2）事業内容や委託金額を修正することを条件に採用する場合や、市と受託団体との協議により企画案の一部を修正することがあります。
- （3）提案内容、団体の名称及び連絡先などについては、広報紙や市ホームページ等で公開することがあります。あらかじめご了承ください。

12 問合せ先

田原市役所市民協働課

電話 0531-23-3504 FAX 0531-23-0180

Email : kyoudou@city.tahara.aichi.jp

田原市の市民協働まちづくり方針

第1章～第3章

＜改訂版＞（案）

第1章 取組の背景と現状

(1) 市民協働のまちづくり(わたしたちみんなでとりくむまちづくり)の必要性

① 自治運営の自己決定・自己責任の拡大

- 2000年の地方分権一括法の施行、さらに2011年の地域主権改革一括法の施行により、国・県の関与が少なくなり、市町村が自らの意思で決定できる範囲が拡大されるとともに、責任も重くなってきました。
- 市町村合併と行政改革により、行政能力の向上と効率化に取り組んでいますが、今後は、各地域がその特色を充分発揮できるよう市民との対話による地域の実情に即した施策展開が一層重要となっています。

② 価値観・ニーズの多様化

- 田原市は、日本一の農業産出額を誇る農業地域という面と、国内有数の工業都市という面を持ち、これらに関連するサービス業も盛んで、市民は様々な職に就き、ライフスタイル・価値観も多様化しています。
- 近年、市民意識における社会モラルの低下や利己主義の広がりに対応するため、隣近所や地域による子どもの健全育成や高齢者への支援、防犯活動などの互助機能の充実が必要となっています。
- 遊休農地や森林の荒廃など、当事者（事業者等）や行政だけでは解決できず、地域社会全体として取り組まなければならない課題が増加しています。
- 2011年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、行政だけでなく、家庭、地域、団体、事業者等それぞれにおいて、日ごろからの防災意識の向上、防災対策の推進が求められており、普段からの人と人との絆づくりの重要性が再認識されています。

③ 総合計画による方向付け

- 平成18年度に策定された第1次田原市総合計画は、その後の急激な景気後退や人口減少社会の到来など社会変化を踏まえ、平成23年度から2年間をかけ改訂されました。
- 改訂後の総合計画においても、まちづくりの方針として「参加と協働による持続可能なまちづくり」が掲げられており、その実現に取り組む必要があります。

④ 市民協働による成果向上への期待

- 全国一律の施策では地域特性に対応できないことから、地方分権による市の権限拡大を踏まえ、市民が望む満足度の高いサービスの実現手法として、国の誘導策や補助金を前提とせず、最初から市民と一緒に進める施策の実施に期待が寄せられています。

⑤ 市民協働まちづくりの基本条件の整備

- こうした背景から、平成20年4月に田原市市民協働まちづくり条例が、また同年10月には、市民・市民活動団体・事業者・行政等各主体の意見を集約し、田原市の市民協働まちづくり方針が策定され、協働を進める基本条件が整えられました。

(2) 市民協働のまちづくりの現状と展望

① 地域コミュニティ活動の現状

- 田原市は、これまで企業誘致を推進し、多くの転入者を受入れてきました。その一方で、住民自治を充実させるために、昭和 47 年に国のモデル指定を受け、地域コミュニティ施策の取組も始めました。昭和 60 年からは小学校単位の活動体制（校区制）を構築してきています。
- 平成 15 年・17 年の合併後は、市全域に校区制を拡大し、市は活動拠点となる市民館を整備しています。
- 市域拡大や地域課題の多様化に伴い、地域の特色を活かした身近な地域コミュニティへの期待が高まるなか、市は平成 18 年度に地域コミュニティ振興計画を策定し、校区まちづくり推進計画の策定・実現などについて、継続的に支援しています。
- 平成 23 年には、校区コミュニティ協議会の連合組織として田原市地域コミュニティ連合会が発足し、さまざまな地域課題の解決に対して自主的に取り組む基盤が築かれました。

② 市民活動の現状

- 市内には、福祉・文化・体育などの団体や全国組織の地域団体など 300 以上の団体が存在していますが、多くの市民活動団体では、高齢化などによる組織の弱体化が課題となっています。
- 各分野の総括団体として、社会教育団体連絡協議会（文化協会・体育協会・小中学校 PTA 等）、ボランティア連絡協議会（社会福祉協議会内）が組織されています。
- 市民活動は、特定非営利活動促進法施行（平成 10 年）による特定非営利活動法人（NPO 法人）も徐々に増加し、活性化してきています。
- ※H24 年：18 団体
- 市は、市民活動団体の支援機関として平成 19 年 7 月に市民活動支援センターを設置するとともに、市民公益事業への補助金制度や人材育成への支援制度、行政活動の一部を市民が担う市民提案型委託制度などを順次設けてきました。

③ 市民等と市の機関の協働体制

- 市は、総合計画などの施策検討において、アンケート調査、各種団体代表者や公募市民の会議参加、パブリックコメント制度などによる市民参画に取り組んでいます。
- 自治会等には、多種多様な市の業務が委託されていますが、今後は地域コミュニティ団体の自主性を尊重しながら、防災や防犯、美化活動、福祉活動などの分野で対等なパートナーとして連携していく必要があります。
- その他の市民活動団体と市の協働は、施策ごとに行われていますが、今後もきめ細かい行政サービスを実現する効果的な手段として、一層期待が寄せられています。

④ 市民活動団体同士のよりいっそうの連携

- 地域コミュニティ団体と NPO、ボランティア団体がより連携することで、互いの問題を解決できる可能性があります。今後は、ネットワークの構築を図っていくことが重要です。
- 活動 PR と団体の連携を図るため、「しみんのひろば」「福祉のつどい」などのイベントが開催されており、少しずつ団体間の交流が進んでいます。

⑤ 市民等と事業者のよりいっそうの連携

- これまで市内の企業・事業者は社会貢献活動として地域の活動や市民活動への人的や財政的な支援に取り組んできました。
- 今後もNPOなどの団体との協働事業を通じて社会貢献を行おうとする企業・事業者は増えていくと考えますが、互いの情報が不十分で必要性を実感できない状況もあるなど、市民やNPOなどの団体と事業者との接点が不足しています。

第2章 基本理念〔条例1条～第8条〕

（1）市民協働の基本理念【条例第1条・第3条に規定】

みんなが、それぞれの役割を認識し、お互いに理解し合い、信頼関係を築きながら、市民協働によるまちづくりを進めましょう。

※ みんな = 市民、市民活動団体、事業者及び市の機関 ※ 市民協働 = 市民の参加と協働
※ まちづくり = 総合計画に掲げる将来都市像等の実現

（2）期待されている役割【条例第4条～第7条に規定】

「市民協働の基本理念」のもと、それぞれに期待されている役割があります。

① 市民に期待されている役割（4条）

市民は、まちづくりの主役としての責任を自覚し、地域への関心を高め、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動に進んで参加することが求められています。

◆ 条例では、次のことが市民に期待されています。

- 行政活動に参加・参画し、協働する（9条）
- 市民活動団体等が行う市民公益活動に参加し、協働する（10条）
- 身近な地域コミュニティ団体の活動に参加する（16条）
- 市民協働まちづくり会議（20条）に加わり、協働促進方針策定に参画する（8条）

*** 用語の定義 ***

- ・市民…… 市内に居住している人、働いている人、就学している人及びまちづくりに関わっている人を指します。
- ・市民公益活動…… 自主的に取り組むまちづくり（総合計画を実現する活動）及び社会貢献を目的とする活動を指します。但し、宗教、政治、営利活動を除きます。

② 市民活動団体に期待されている役割（5条）

市民活動団体は、活動の社会的意義と責任を自覚し、自らができることを考えて市民公益活動に取り組み、また、広く市民に理解されるような行動が求められています。

◆ 条例では、次のことが市民活動団体に期待されています。

- 行政活動に参加・参画し、協働する（9条）
- 他の市民活動団体等が行う市民公益活動に参加し、協働する（10条）
- 自らの役割を踏まえ、身近な地域コミュニティ団体の活動に参加する（16条）
- 市民協働まちづくり会議（20条）に加わり、協働促進方針策定に参画する（8条）

*** 用語の定義 ***

- ・市民活動団体…… 市内で活動する地域コミュニティ団体、NPO（非営利活動団体）、ボランティア団体、その他のすべての団体を指します。

○ 地域コミュニティ団体に期待されている役割（5条・15条）

市民活動団体の基礎的団体として位置付けられた地域コミュニティ団体は、民主的かつ公

平で開かれた運営によって、自主的に地域課題に対処することなどが求められています。

◆ 条例では、次のことが地域コミュニティ団体に期待されています。

- 行政活動に参加・参画し、協働する（9 条）
- 他の市民活動団体等が行う市民公益活動に参加し、協働する（10 条）
- 地域課題への対応、他の団体との連携、市民等の参加確保、意見集約・代表する（15 条）
- 市民協働まちづくり会議（20 条）に加わり、協働促進方針策定に参画する（8 条）

***** 用語の定義 *****

・地域コミュニティ団体…… 自治会（自治会・区・町内会など現在106地区）、校区（20小学校区）及び校区コミュニティ協議会（20団体）を指します。

③ 事業者に期待されている役割（6条）

事業者は、市民公益活動の重要性を理解し、また、地域社会の一員としての責任を自覚し、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動に対して人的・財政的に支援することが求められています。

◆ 条例では、次のことが事業者に期待されています。

- 行政活動に参加・参画し、協働する（9 条）
- 市民活動団体等が行う市民公益活動に参加し、協働すること（10 条）
- 自らの役割を踏まえ、身近な地域コミュニティ団体の活動に参加する（16 条）
- 市民協働まちづくり会議（20 条）に加わり、協働促進方針策定に参画する（8 条）

*** 用語の定義 ***

・事業者……市内で事業活動を行う個人、法人のすべてを指します。

④ 市の機関に課せられている役割（7条）

市の機関は、それぞれの権限・能力の範囲で、市民参加と協働によるまちづくりの意義を自覚し、責任をもって施策を実施するとともに、市民活動団体の総合調整に取り組むものとする。

◆ 条例では、次のことが市の機関に課せられています。

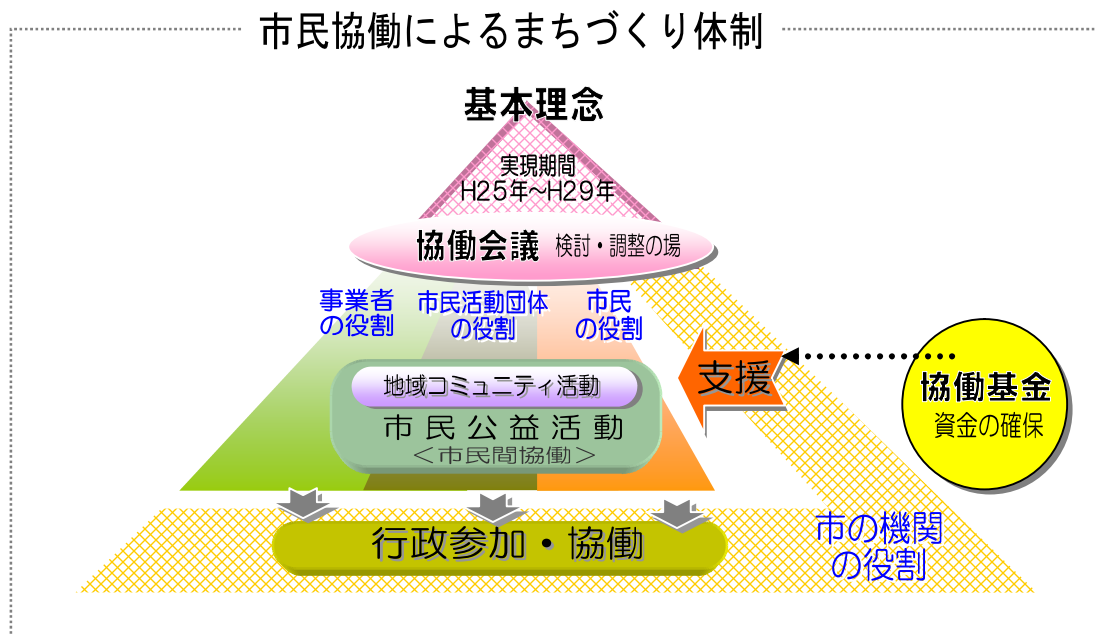
- 市民等が行政活動に参加・参画し、協働による実施を進め、状況を公表すること（9 条）
- 市民公益活動における市民協働が促進されるように取り組むこと（10 条）
- 市民公益活動を支援（活動環境整備、情報協力、人的・財政的支援等）すること（11～13 条）
- 地域コミュニティ団体の振興策を立案・実施するとともに、意見に配慮すること（17 条）
- 民主的かつ公平な運営をしている地域コミュニティ団体を認定すること（18 条）
- 市民協働まちづくり基金を設置・管理すること（19 条）
- 市民協働まちづくり会議の必要事項を定め（20 条）、協働促進方針を策定すること（8 条）

*** 用語の定義 ***

・市の機関…… 執行機関としての市長・教育委員会・農業委員会・選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会・公平委員会・監査委員と、議決機関としての市議会を含みます。

(3) 方針をつくる目的〔条例第8条に規定〕

田原市の現状を踏まえ、市民協働の基本理念を実現するために、これからみんなで取り組む基本的な方針を定めます。



(4) 方針を実現する年度

5 年間（平成 25 年度～平成 29 年度）を目標とした方針を定めます。



第3章 市民協働に取り組む基本姿勢と配慮すべき視点

この方針に掲げる項目が実現され、成果を上げる前提として、「相互理解と信頼の構築」が不可欠であるという認識から、市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が共通して取り組む必要のある基本姿勢と配慮すべき視点を示します。

(1) 基本的な姿勢

① あいさつの奨励

…… 全てのコミュニケーションの基本となる「明るいあいさつ」に満ち、笑顔であいさつし合えるまちづくりを進めて行きます。

② 会議ルールへの順守

…… 限られた時間を有効に使い、成果の高い調整・検討を進めるために、みんなで決めた会議のルールを守ります。

③ 持続的な学習・体験

…… 学習や体験を進め、自己の活動の活性化、課題認識の向上・共有化などにより、まちづくりを推進して行きます。

④ 担い手の確保

…… 人々の多様性を認め、応援し合いながら、人材育成を進め、各方面の地域づくり活動で活躍できる担い手の確保を図ります。

⑤ 無理・無駄の削減

…… みんなが当事者意識を持ち、企画段階から一緒に取り組むことで、地域社会や行政活動の無理・無駄を削減して行きます。

(2) 配慮すべき視点

① 幅広い世代の参加

…… 子どもから高齢者までのすべての市民が参加し、それぞれの世代のライフスタイルや特性を活かして活躍できるように配慮して行きます。

② 男女共同参画

…… みんなが自分らしく輝ける社会を目指し、男女のそれぞれがお互いの能力を認め合い、一緒になってまちづくりを進めて行きます。

③ 多文化共生

…… 市内在住や来訪する外国人に対して、お互いの文化を理解しながら、個人個人の特性を活かした活躍ができるような多文化共生社会を築いて行きます。

④ 人と人との絆づくり

…… 普段から身近な人とのコミュニケーションを構築し、災害時など、いざというとき助け合えるような地域づくりを目指します。

田原市の市民協働まちづくり方針

第4章 市民協働の6つの指針 改訂骨子(案)

■指針その1 市民等の役割の実現(冊子 p.8～p.10)

(1) 市民の取組のあり方

方針8頁

a 市民公益活動への参加	現行どおり
b 行政活動への参加	現行どおり

(2) 市民活動団体の取組のあり方

方針9頁

a 活動PR・信頼性の向上	現状【一部修正】 ・田原市内の市民活動団体は、独自または、関係団体、田原市市民活動支援センターと連携して、情報誌やホームページなどで活動をPRしています。 取組【修正】 ・市民や関係団体、地域コミュニティに参加を呼びかけるため、生活に身近な場面やインターネットを媒体として、団体の活動目的・内容をPRするとともに、適正に運営されていることを自己評価・情報公開し、信頼性の向上を図ります。
b 市民公益活動や行政活動への参加・協働	現行どおり

(3) 事業者の取組のあり方

方針9頁～10頁

a 事業活動による社会貢献	現行どおり
b 市民公益活動への参加・支援	現行どおり
c 行政活動への参加・協働	現行どおり

■指針その2 行政参加・協働の推進(冊子 p.11～p.15)

(1) 市民参加・参画のあり方

方針1 1頁－1 3頁

a 積極的な行政情報の公開	現状【一部修正】 ・自治会を通じた回覧・配付文書 → 校区、自治会を経由する地域文書 取組【一部修正】 ・情報提供のタイミングを考慮し、内容に応じて方法を選択・整理するとともに、市民に広報紙やケーブルテレビ番組に関心をもってもらえるよう、受け手にとって有意義でわかりやすい情報提供に努めます。 取組【追記】 ・インターネットを活用して情報提供することにより、さらなる情報の広がりを図ります。
b 行政活動への市民参加の拡大	取組【一部修正】 ・また、市民等が参加（実施）して得られるメリット（能力向上、ネットワークの構築、精神的な達成感の獲得等）を示すよう工夫します。 取組【追記】 ・各主体と一体となってまちづくりに取り組むことが「市民協働」の根底であることを市職員が十分に理解します。 ・イベント等で市民や団体、事業者等に協力を得る場合は、事前の打ち合わせ等を十分に行います。
c 市民公募委員の導入	現状【追記】 ・現状として、市民公募委員の募集および応募は多くありません。 取組【一部修正】 ・広く市民の意見を反映するため、市民公募委員への多数の応募をいただけるよう、発言しやすい会議運営等を目指します。
d 市民活動団体等への参画要請の整理	現状【一部修正】 ・毎年度、方針・計画等の検討会議、施策推進の協議会など多数設置され、なかには多くの会議に参加する団体や代表者もあり、団体運営の負担となっています。

	取組【一部修正】 ・施策検討への参画要請が団体の負担とならないように、目的に応じて会議の統廃合・整理を図ります。また、参加要請の際には、特定の代表者に偏らないよう工夫し、委員等の男女割合にも留意します。 取組【追記】 ・参加団体には、代表者の参加を要請するのではなく、目的に応じた人材の参加を依頼し、代表者の負担軽減を図ります。
e パブリックコメント制度	現状【数値修正】 平成 18 年度～平成 23 年度 42 件 取組【一部修正】 ・また、一方的な原案の提示とならないよう、日頃から、市民に対して関心をひきつけるような、分かりやすい情報提供に努めます。
f 市民意見の提案制度	現状【追記】 ・平成 21 年度に制定した「市民の声取扱要綱」に基づき、公共性のある提言と回答を市ホームページで公開しています。 取組【一部修正】 ・現行の提案制度を充実しつつ、制度の PR を効果的に行い、より建設的な意見が寄せられるよう工夫します。
g 意見交換のための会議開催	現状【追記】 ・地域コミュニティ団体が開催する地域懇談会において、行政施策に対する意見や提案の把握に努めています。 取組【修正】 ・各種会議の設置、地域懇談会や各種会議への出席により各種団体の個別意見及び総意の把握に努めます。
h アンケート調査	取組【一部修正】 ・また、他の都市との比較や経年変化等、多様な評価と複合させ、本市の強み・弱みを把握します。

(2) 行政活動における協働のあり方

方針13頁－14頁

a 地域コミュニティ団体との協働 (委託)	現状【一部修正】 ・地域コミュニティ団体には、自主防災活動、ごみ収集場の管理、交通安全・防犯活動、広報たはら等の文書配布、福祉活動、公園・排水施設の管理等に加えて、イベントや講演会への参加や公職委員の推薦など地域関係事項について幅広く依頼し、協力を得ています。 現状【一部修正】 ・市からの依頼業務が増加しており、自治会等の負担となっています。 ・自治会の依頼業務での負担を軽減するため、基本方針を定め、あらかじめ地域に対して依頼業務や行事等の年間スケジュールを提示しています。 取組【一部修正】 ・市各課からの依頼事項を整理するとともに、自治会等の規模・能力に応じた依頼内容の弾力化や支援制度の充実等、負担軽減を検討します。
b 地域コミュニティ団体からの要望への対応	現状【一部修正】 ・地域コミュニティ団体の持つ地域課題（生活環境の整備、諸制度の改善等）に関する要望は、地域懇談会、地域コミュニティ連合会、代表者による随時の申出によって行われています。 ・市の機関では、市民協働課又は各事業課において、これらに対応するとともに、平成19年度からは校区まちづくりアドバイザーに連絡機能（地域の希望把握）を持たせています。
c 特定業務の外部委託（市指定委託）	現状【追記】 ・協働対象事業のリストアップを行っています。 取組【一部修正】 ・指定管理者制度を含む既存の委託に加え、協働対象事業について、業務内容に応じた協働の推進を図ります。

d 市民等からの提案による協働事業	現状【全文修正】 ・平成 22 年度から、市の事業について市民から広く事業提案を募る「市民提案型委託制度（テーマ提示型・自由テーマ型）」を運用しています。 ・各課室では、市民活動団体に事業委託している分野が多くありますが、市民に広く公募する提案型委託制度の活用はあまり進んでいません。 取組【全文修正】 ・市民・市民活動団体・事業者との協働が可能な事業について実施のあり方を研究し、市民提案型委託制度の活用などにより、成果の向上を目指します。
e 様々な協働方式の導入	現状【追記】 ・田原リサイクルセンター運営事業や新給食センター整備事業には、PFI 手法を導入しています。 取組【一部修正】 ・業務内容に応じて、実行委員会方式のほか、市民等の得意分野を活かせるような協働方式の導入・維持に取り組みます。

（３）市民参加・協働状況の公表

方針 15 頁

a 協働会議への報告・一般公表	現状【全文修正】 ・市民、市民活動団体、事業者、行政等、各主体の市民協働に関する取組は、市民協働まちづくり会議において状況を報告し合い、市民に公開しています。
-----------------	---

■ 指針その3 市民間協働の推進(冊子 p.16)

(1) 市民間協働のあり方

方針16頁

a 市民公益活動における連携・協力・援助	原稿どおり
b 市民活動団体による市民活動の支援	現状【追記】 ・中間支援団体による、団体同士の交流を図るイベント等が開催され、少しずつ団体間の連携が進んでいます。

■指針その4 市民公益活動の支援(冊子 p.17～p.19)

(1) 活動環境の整備のあり方

方針17頁

a 施設等の整備・利用改善	原稿どおり
b 市民公益活動の環境整備	現状【語句修正】 社会活動災害補償制度 → 社会貢献活動災害補償制度 取組【一部修正】 ・公益性の高い活動について、社会貢献活動災害補償制度を継続し、主催者及び参加者の傷害等に対応する体制を維持するとともに、必要に応じ、実態に即した制度内容に見直します。

(2) 情報提供のあり方

方針17頁－18頁

a 市民公益活動の市民等への情報提供	現状【追記】 ・市民活動支援センターを媒介に、支援センターホームページ、広報たはら等で市民活動団体等の取組を紹介しています。 取組【一部修正】 ・市民等への市民公益活動の情報提供について、市民活動支援センターが主体となり、広報活動を行うとともに、より市民活動への期待や関心が集まるような紹介の仕方を工夫します。
b 行政情報の提供	現状【追記】 ・市が保有する住民情報等については、個人情報保護法・条例の取り扱い基準に配慮しながら、自治会が行う住民福祉向上活動に対して、閲覧制度等を設けています。 取組【一部修正】 ・法の範囲で現状の閲覧制度等を維持・改善しながら、市民活動団体の活動情報や国縣市等の各種支援施策の積極的な伝達や市が保有する住民情報の提供の是非を検討します。

(3) 人的・財政的支援等のあり方

方針18頁－19頁

a 市民公益活動への人的支援	取組【追記】 ・事業担当課だけでなく、全課室がさまざまな分野の市内市民活動の状況を把握し、市役所全体で連携し、市民公益活動を支援します。
b 市民公益活動への財政的支援	取組【一部修正】 ・“市民の手”によるまちづくりを推進するため、市民協働まちづくり基金を活用した市民公募型補助事業を継続し、効果的な支援を目指します。 取組【追記】 ・より利用しやすい補助制度とするため、募集スケジュールや申請手続き、審査方法の改善を図ります。
c 市民公益活動へのその他の支援	現状【修正】 ・田原市後援等取扱要綱に基づき、市の施策に合致する市民公益活動（イベント等）については共催又は後援し、施設利用の減免や活動のPRに取り組んでいます。 取組【修正】 ・引き続き、共催・後援等の承認を行い、優良活動表彰制度や公的認証制度の検討など市民公益活動の促進策に取り組みます。また、市民ニーズを把握し、必要となっている市民公益活動を活性化させるための支援メニューを検討します。

(4) 市民間協働の支援のあり方

方針19頁

a 市民間協働の促進のための支援	現行どおり
------------------	-------

■指針その5 地域コミュニティ活動の振興(冊子 p.20～p.26)

(1) 地域コミュニティ団体の進行のあり方

①市民・市民活動団体・事業者の参加

方針20頁－21頁

a 市民の加入・活動参加	現状【追記】 ・行政や事業者と連携し、市民の自治会加入促進を図っています。
b 市民活動団体の加入・活動参加	現行どおり
c 事業者の加入・活動参加	現行どおり

②市の機関の支援

方針21頁－23頁

a 地域コミュニティ団体の振興策	現状【語句修正】 総務課市民協働係 → 市民協働課 現状【追記】 ・平成23年度には、地域コミュニティ支援制度の見直しを行い、地域においてより活用しやすい制度としています。 取組【一部修正】 ・市は、まちづくり計画の策定支援、活動拠点の充実、補助金等支援制度・委託業務の最適化など、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に努めます。
b 地域コミュニティ団体の意見の反映	現行どおり
c 地域コミュニティ団体の認定制度	現状【修正】 ・田原市市民協働まちづくり条例施行規則に基づいて、基準以上の運営を行っている地域コミュニティ団体を認定（公証）しています。 ※認定状況（H24年4月現在） 校区コミュニティ協議会 20 協議会 校区 6 校区 自治会 4 自治会 取組【一部修正】 ・また、数年後には、すべての地域コミュニティ団体が認定団体となるように、継続して運営改善・活動の活性化に関する支援に取り組めます。また、認定されることで得られるメリット等も整理し、周知を行います。

(2) 地域コミュニティ団体の取組のあり方

①組織体制の改善

方針 2 4 頁

a 組織の見直し	現状【全文修正】 ・平成 23 年度には田原市地域コミュニティ連合会が発足し、より自主的な地域活動が展開されています。
----------	---

②市民等の参加機会の確保

方針 2 4 頁

a 加入・参加の拡大	現状【一部修正】 ・住民の自治会は、世帯単位の加入となっていますが、アパート入居者などを中心に未加入者が増加する傾向にあり、市街地中心で加入率が低下しています。地域コミュニティ連合会において、自治会加入・参加促進に向けた検討が行われています。
------------	---

③課題対処等の取組

方針 2 4 頁

a 地域課題の対処	現行どおり
-----------	-------

④関係団体との連携

方針 2 5 頁

a 地域コミュニティ団体との連携	現状【語句修正】 田原市校区総代会 → 田原市地域コミュニティ連合会
b 地域の各種団体との連携	原稿どおり

⑤意見の集約・代表

方針 2 6 頁

a 意見の把握	現行どおり
b 意見の集約・代表	現行どおり

■指針その6 市民協働まちづくり基金の活用(冊子 p.27～p.28)

方針27-28頁

(1) 基金管理のあり方

導入文【一部修正】

現在又は今後の市民公益活動の資金を確保するための基金を適正に管理し、寄付の増加に取り組めます。

a 合併特例債積立部分の管理・運用	現行どおり
b 一般寄付等による積立部分の確保・運用	現行どおり

(2) 基金運用益の活用のあり方

a 市の機関が実施する関係事業への基金運用益等の充当	原稿どおり
b 基金運用益等を活用した市民公益活動の支援	現状【全文修正】 ・基金の運用益を活用し、市民協働まちづくり事業補助金等を設け、市民活動を支援しています。 取組【全文修正】 ・市民公益活動の活性化や協働意識の向上のため、基金の運用益を活用した支援制度等を見直し、さらなる充実化を図ります。

田原市の市民協働まちづくり方針

第4章 6つの指針に関する意見集

[協働会議及び委員ヒアリング（H24.11/20～11/29）による意見]

◇指針その1（市民等の役割の実現）に関する意見

（1）市民の取組のあり方

a 市民公益活動への参加	・市民は各個人に余裕がなく、活動へ参加することも難しい。市民の現状と市の求める協働像に差がある。
--------------	--

（2）市民活動団体の取組のあり方

a 活動PR・信頼性の向上	・ツイッターやフェイスブック等、新しいツールでの情報伝達が効果的であり、現代社会ではこれらを活用してPRを図る必要がある。 ・団体の活動に対する思いが、一般市民にはまだまだ理解されておらず、浸透していない。 ・一般市民に意識を芽生えさせるためには、生活に身近なところでの情報提供、PRが必要である。 ・団体は、これまでに市民活動を経験したことのない人（特に若者）をどう巻き込んでいくか手段を考える必要がある。 ・多くの市民活動団体は高齢化や後継者不足の課題を抱えている。次世代のリーダーを育てるための取組やPRが必要である。
---------------	--

（3）事業者の取組のあり方

a 事業活動による社会貢献	・事業者は社会貢献活動を行うことで、自社の社会的認知・PRにつながり、そこから中小企業の存在価値が生まれる。
b 市民公益活動への参加・支援	・PTAや消防団員等の活動参加を推進している。
c 行政活動への参加・協働	・行政のイベントや行事に協力を依頼される場合、事前に説明会や打ち合わせ等を十分に実施してほしい。 ・各事業所在地において、交通安全や寄付等のコミュニティ事業へ協力・参加している。

◇指針その2（行政参加・協働の推進）に関する意見

（１）市民参加・参画のあり方

a 積極的な行政情報の公開	・行政の情報公開にも、ツイッター、フェイスブック等の新しい情報手段を活用し、受け取りやすい情報伝達を行うとよい。 ・行政の取組にもっと関心をもってもらうように工夫すべきである。 ・なぜその施策を実施するのか、施策の必要性を PR し、市民に理解してもらうとよい。
b 行政活動への市民参加の拡大	・個人に余裕がなく、活動へ参加することも難しい。市民の現実と市の求める協働像に差がある。 ・市民活動をやってみたいけれど、どのように始めたらよいかわからない人（退職者や若者等）に参加を働きかけることが必要である。
c 市民公募委員の導入	・一般市民が意見を言いやすい会議の環境づくりが必要。意見を拾う側（行政）の意識づくりを。 ・堅苦しさのない、一般市民の発言しやすい場があるとよい。
e パブリックコメント制度	・一般市民が意見を提出しやすいよう、わかりやすい原案の提示の仕方に工夫するとよい。
f 市民意見の提案制度	
g 意見交換のための会議開催	
h アンケート調査	

（２）行政活動における協働のあり方

e 様々な協働方式の導入	・市民まつり等で市民の実行委員会を設置しているが、実際は市民が主体で運営していない。型は決まっているので、会議で意見を言えいこともある。 ・市役所の職員によって「協働」の考え方に差がある。市民等に仕事を押し付けるのではなく、一緒に取り組むことが「市民協働」の本意のはずである。市職員の「協働」への理解を深める必要がある。
--------------	---

◇指針3（市民間協働の推進）に関する意見

（1）市民間協働のあり方

a 市民公益活動における連携・協力・援助	・イベントで団体間の連携が図られてはいるが、まだまだ進んでいない。 ・団体同士の考え方の違いもあり、連携が進んでいるとは言いがたい。理解しあうことは難しいかもしれないので、各団体の足りないところを補完し合う意識をつけるとよいのではないだろうか。 ・一緒に活動すればもっと活発に活動できるような団体があるが、連携できていない。
----------------------	--

◇指針その4（市民公益活動の支援）に関する意見

（1）活動環境の整備のあり方

a 施設等の整備・利用改善	・施設環境の効果的なあり方を追求するより、実態に合ったあり方を検討すべきである。 ・施設利用には、団体のイベントより市のイベントが優先されることがある。市はあらかじめ計画した行事予定にそって早めに施設予約をしてほしい。
---------------	--

（3）人的・財政的支援等のあり方

a 市民公益活動への人的支援	・事業担当課だけでなく、市役所各課に市民活動を把握してほしい。市役所全体で連携して公益活動の支援をするべき。
b 市民公益活動への財政的支援	・補助金等の制度利用団体は少ない。申請等が煩わしく、自費でやってしまう団体や、制度に縛られることを嫌う団体が多いのではないだろうか。

◇指針その5（地域コミュニティ活動の振興）に関する意見

（１）地域コミュニティ団体の進行のあり方

①市民・市民活動団体・事業者の参加

b 市民活動団体の加入・活動参加	・コミュニティには、NPO 団体の活動が認知されておらず、コミュニティ側から連携をもちかけにくい状況である。
c 事業者の加入・活動参加	・校区によっては、近隣企業と盛んに交流・協働している。

②市の機関の支援

c 地域コミュニティ団体の認定制度	・認定制度のメリットを整理し、周知すべきである。
-------------------	--------------------------

（２）地域コミュニティ団体の取組のあり方

④関係団体との連携

b 地域の各種団体との連携	・地域コミュニティ連合会では、関係機関とも連携し、自治会加入促進を図っている。
---------------	---

◇指針その6（市民協働まちづくり基金の活用）に関する意見

（１）基金管理のあり方

b 一般寄付等による積立部分の確保・運用	・基金の適正な管理と同時に、一般寄付のさらなる募集が必要である。PR が足りないのではないか。
----------------------	---

（２）基金運用益の活用のあり方

a 市の機関が実施する関係事業への基金運用益等の充当	・基金運用益を、市民協働課の協働施策事業だけでなく、各課室の協働事業に充てられるとよい。
----------------------------	--